

御浜町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)



御浜町

■ ■ 目 次 ■ ■

第1章 序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ.....	(P. 2)
2. 策定に関する国の指針.....	(P. 3)
(1) 計画のポイント.....	(P. 3)
(2) 計画に記載すべき事項.....	(P. 3)
(3) 計画策定にあたっての留意事項.....	(P. 3)
3. 令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項	
(1) 計画すべき事項.....	(P. 4)
(2) 記載が望ましい事項.....	(P. 4)
(3) 団体の状況に応じて記載する事項.....	(P. 5)
4. 対象施設と計画期間.....	(P. 6)
(1) 本計画の対象施設.....	(P. 6)
(2) 計画期間.....	(P. 6)
・ 図表 1-1：対象となる施設分類表.....	(P. 7)

第2章 人口の現状と将来の予測

1. 人口の推移と現状分析.....	(P. 10)
・ 図表 2-1：人口の推移.....	(P. 10)
・ 図表 2-2：人口ピラミッド.....	(P. 11)
・ 図表 2-3：出生数・死亡数・自然増減の推移.....	(P. 12)
・ 図表 2-4：転入数・転出数・社会増減の推移.....	(P. 13)

2. 将来の人口予測.....	(P. 14)
・図表 2-5 : 「人口ビジョン」が目指す将来人口推計.....	(P. 14)

第3章 財政状況

1. 普通会計の歳入及び歳出の状況.....	(P. 16)
・図表 3-1 : 歳入の推移 (普通会計).....	(P. 16)
・図表 3-2 : 歳出の推移 (普通会計).....	(P. 17)
2. 普通会計の財政収支見通し.....	(P. 18)
・図表 3-3 : 歳入の見通し (普通会計).....	(P. 18)
・図表 3-4 : 歳出の見通し (普通会計).....	(P. 19)
3. 普通会計における投資的経費の推移.....	(P. 20)
・図表 3-5 : 投資的経費の推移 (普通会計).....	(P. 20)

第4章 公共施設等の現状と将来分析

1. 公共施設 (普通会計) の延床面積と更新コスト試算.....	(P. 22)
(1) 公共施設 (普通会計) の延床面積とその割合.....	(P. 22)
・図表 4-1 : 公共施設 (普通会計) の延床面積と建築年.....	(P. 22)
・図表 4-2 : 公共施設 (普通会計) の延床面積の割合.....	(P. 23)
・図表 4-2-1: 公共施設の施設量推移.....	(P. 24)
・図表 4-2-2: 公共施設の減価償却率推移.....	(P. 24)
・図表 4-2-3: 主な公共施設の維持管理経費.....	(P. 24)
(2) 公共施設 (普通会計) の更新コスト試算.....	(P. 25)
・図表 4-3 : 公共施設 (普通会計) の更新コスト試算.....	(P. 25)

2. インフラ資産の現状と更新コスト試算.....	(P. 26)
(1) インフラ資産の現状.....	(P. 26)
・図表 4-4：インフラ資産一覧表.....	(P. 26)
・図表 4-4-1：インフラ資産 施設量推移(道路).....	(P. 26)
・図表 4-4-2：インフラ資産 施設量推移(橋梁).....	(P. 27)
・図表 4-4-3：インフラ資産 施設量推移(水道).....	(P. 28)
・図表 4-4-4：インフラ資産 施設量推移(下水道).....	(P. 29)
・図表 4-4-5：インフラ資産 減価償却率の推移.....	(P. 29)
(2) インフラ資産の更新コスト試算.....	(P. 30)
・図表 4-5：インフラ資産の更新コスト試算（水道施設及び下水道施設を含む）.....	(P. 30)
3. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用.....	(P. 31)
(1) 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸.....	(P. 31)
・図表 4-6：耐用年数分類.....	(P. 31)
・図表 4-7：耐用年数の上限値と平均値.....	(P. 33)
・図表 4-8：決定耐用年数.....	(P. 34)
・図表 4-9：将来コスト試算(長寿命化-公共建築物).....	(P. 34)
(2) インフラ施設 長寿命化による更新年数の伸長.....	(P. 36)
・図表 4-10：上下水道 使用可能年数数.....	(P. 37)
(3) 対策の効果額.....	(P. 39)

第5章 公共施設等管理の基本方針

1. 基本方針.....	(P. 40)
(1) 基本方針.....	(P. 41)
(2) 公共施設（普通会計）の目標設定.....	(P. 41)
(3) インフラ資産（水道施設及び下水道施設を含む）の目標設定.....	(P. 42)
2. 庁内の推進体制.....	(P. 43)

(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり.....	(P. 43)
(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成.....	(P. 43)
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	(P. 45)
(1) 点検・診断等の実施方針.....	(P. 45)
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	(P. 45)
(3) 安全確保の実施方針.....	(P. 45)
(4) 耐震化の実施方針.....	(P. 45)
(5) 長寿命化の実施方針.....	(P. 46)
(6) 統合や廃止などの推進方針.....	(P. 46)
(7) ユニバーサルデザインの推進方針.....	(P. 46)
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	(P. 47)
(1) 公共施設.....	(P. 47)
①行政系施設.....	(P. 47)
②文化・社会教育系施設.....	(P. 48)
③スポーツ・レクリエーション施設.....	(P. 48)
④産業系施設.....	(P. 49)
⑤学校教育系施設.....	(P. 49)
⑥子育て支援施設.....	(P. 50)
⑦保健・福祉施設.....	(P. 50)
⑧公営住宅.....	(P. 51)
⑨供給処理施設.....	(P. 51)
⑩その他.....	(P. 51)
⑪医療施設.....	(P. 52)
⑫水道施設.....	(P. 52)
⑬下水道施設.....	(P. 52)
(2) インフラ資産.....	(P. 53)
①道路・橋りょう.....	(P. 53)

②農道・林道等.....	(P. 53)
③水道.....	(P. 53)
④下水道.....	(P. 53)
5. 今後の課題と推進方策.....	(P. 54)
(1) 行政サービス水準等の検討.....	(P. 54)
(2) 議会や住民との情報共有.....	(P. 54)
(3) PPP/PFI の活用について.....	(P. 55)
(4) 行政区域を越えた広域連携について.....	(P. 55)
(5) 地方公会計や固定資産台帳の活用.....	(P. 55)

第 1 章

序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ
2. 策定に関する国の指針
3. 令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の
見直しに当たって留意事項
4. 対象施設と計画期間

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

御浜町（以下、本町）においては、総務省の指針に則りながら現在の公共施設等（ハコモノとインフラ資産）の全体を把握することで、長期的な観点から維持・管理・更新を計画的に行っていくための公共施設等総合管理計画（以下、本計画）を平成 29 年 3 月に策定しました。

今回は、令和 3 年 1 月 26 日付けで総務省から示された「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、本計画の見直しを図ることとします。

今回改訂した本計画は、令和 3 年 3 月に策定した「三重県御浜町 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】教育委員会編」（以下、個別施設計画）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

2. 策定に関する国の指針

「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日／総務省）では、次の留意事項が示されていました。

(1) 計画のポイント

- ①10 年以上の長期にわたる計画であること
- ②ハコモノ及びインフラ資産を含む地方公共団体所有のすべての公共施設等を対象とすること

(2) 計画に記載すべき事項

- ①公共施設等の現況と将来の見通し
- ②公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ③施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 計画策定にあたっての留意事項

- ①行政サービス水準等の検討
- ②公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し
- ③議会や住民との情報共有等
- ④数値目標の設定
- ⑤PPP/PFI の活用について
- ⑥市区町村域を超えた広域的な検討等について
- ⑦合併団体等の取組について

特に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について記載することとなっていましたが、今回の総合管理計画の見直しに当たっては、記載すべき事項等が次のように示され、見直しを図るよう示されています。

3. 令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

(1) 記載すべき事項

■ 基本的事項

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間
- ・ 施設保有量
- ・ 現状や課題に関する基本認識
- ・ 過去に行った対策の実績
- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移

■ 維持管理・更新等に係る経費

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

■ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

(2) 記載が望ましい事項

■ 数値目標

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標等

■ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

■ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

■ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

(3) 団体の状況に応じて記載する事項

■ 広域連携

■ 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

今回の改定版では、(1)・(2)を盛り込むこととします。

4. 対象施設と計画期間

(1) 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、本町が所有する全ての公共施設等とします。

ただし、第4章の更新コスト試算については、次のア及びイを除く公共施設等を試算の対象としております。

ア 河川：適切に維持管理すれば永久に使用できるとされ、更新の概念がないものとして除外します。

イ 農林道等：自治体における行政投資額の全体に占める割合が低く、対象とした場合、作業が極めて複雑になるため除外します。

(2) 計画期間

平成29年度（2017年度）から令和28年度（2046年度）の30年間とします。

ただし、10年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

■ 図表 1-1：対象となる施設分類表

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	行政系施設	庁舎等	御浜町役場	5,024.1
			尾呂志支所	79.0
			神志山連絡所	32.0
		消防施設	尾呂志1班消防車庫	26.0
			尾呂志2班消防車庫	26.0
			尾呂志3班消防車庫	25.9
			阿田和1・2班消防詰所	180.0
			阿田和3班消防車庫	28.0
			市木1班消防詰所	104.0
			市木2班消防車庫	26.0
			市木3班消防車庫	26.0
			神志山1班消防詰所	128.0
			神志山2班消防車庫	26.0
			神志山3班消防詰所	70.0
			熊野市消防御浜分署	253.0
			旧神志山3班消防詰所	51.0
		その他行政系施設	塵芥車庫・清掃事務所	140.0
			津波避難タワー（萩内・はまゆう台）	70.4
			津波避難タワー（浜組）	70.4
			御浜町防災備蓄倉庫（役場）	240.0
			御浜町防災備蓄倉庫（神木）	296.5
	文化・社会教育系施設	集会施設	紀南漁民センター	126.0
			中央公民館	2,594.6
			阿田和公民館	489.2
			尾呂志公民館	445.0
			柿原公民館	170.0
			下市木公民館	521.7
			志原公民館	474.5
			上市木公民館	335.7
			片川公民館	323.0
			神木公民館	556.4
			阪本コミュニティセンター	164.6
			中立コミュニティセンター	158.0
			引作コミュニティセンター	132.9
			山地コミュニティセンター	108.9
			下地集会所	130.0
			西原多目的集会所	40.0
			川瀬多目的集会所	82.0
		その他文化・社会教育系施設	裏の屋敷（文化財保管施設）	235.6
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	尾呂志体育館	630.0
			寺谷総合公園	91.0
		レクリエーション施設・観光施設	熊野古道地域センター	79.0
			ふれあい交流広場（屋外トイレ）	28.0
			七理御浜ツーリストインフォメーションセンター	248.9

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	産業系施設	産業系施設	山村振興施設	215.0
			なかよしステーション神木	41.0
			多目的交流施設	127.2
	学校教育系施設	学校	阿田和小学校	2,926.0
			尾呂志学園小学校・中学校	3,722.0
			神志山小学校	2,108.0
			御浜小学校	3,125.0
			阿田和中学校	3,989.0
			御浜中学校	4,479.0
		その他教育施設	給食センター	397.0
	子育て支援施設	保育所・こども園	阿田和保育園	898.2
			市木保育所	648.6
			尾呂志保育所	253.4
			神木保育所	238.8
			志原保育所（子育て支援センター）	1,082.7
		児童施設	放課後児童クラブ	192.8
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉健康センター	2,001.8
	公営住宅	公営住宅	町営住宅下地団地	357.7
			町営住宅平見団地	566.4
			町営住宅阿田和団地	1,332.9
			町営住宅神木団地	356.1
	供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター	460.0
			リサイクルセンター（くるくるタウン）	560.0
			中間処理場	56.0
	その他	その他	町営上市木共同墓地	13.2
			旧下市木教員住宅	66.2
			志原教員住宅	220.0
			旧尾呂志中学校	664.6
	医療施設	医療施設	尾呂志診療所	218.4
企業会計	水道施設	水道施設	【変更】下志ポンプ室	338.4
			【変更】下志浄水場膜処理棟	334.0
			阿田和浄水場膜処理棟	270.9
			阿田和ポンプ室	210.0
			阿田和山地加圧ポンプ室	18.0
			神木中継ポンプ所	50.6
			引作加圧ポンプ所	18.0
			神木低区加圧ポンプ室	22.0
			阪本ポンプ室	96.0
			阪本加圧ポンプ室	15.4
特別会計	下水道施設	下水処理施設	阿田和クリーンセンター	2,747.7

延床面積合計（撤去・払い下げ施設除く）	50,525.4
---------------------	----------

第2章

人口の現状と将来の予測

1. 人口の推移と現況分析

2. 将来の人口予測

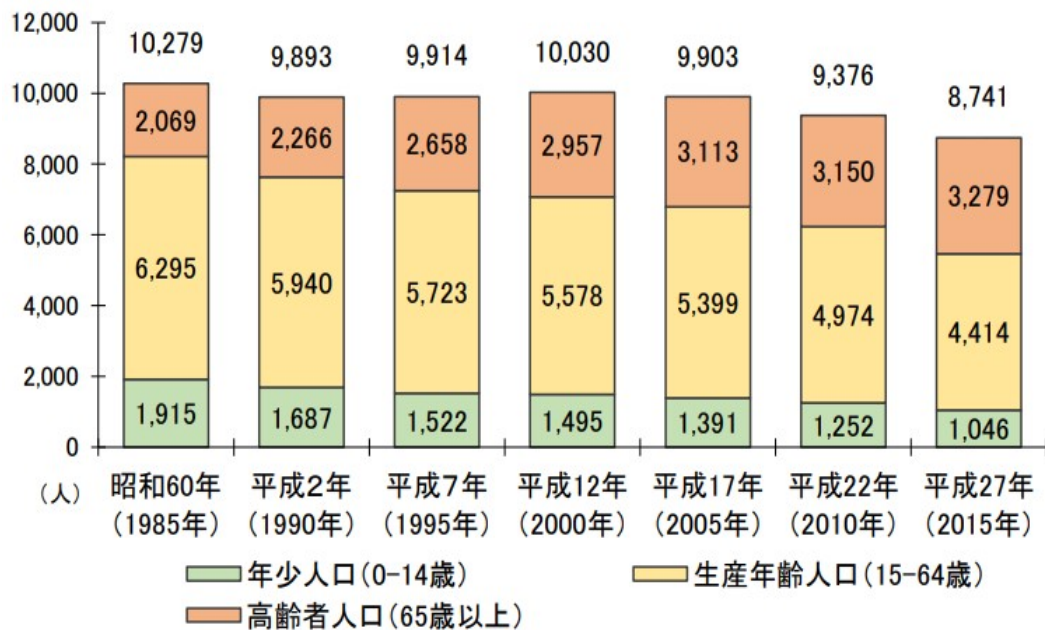
1. 人口の推移と現況分析

次に、令和2年度策定の「第2次御浜町まち・ひと・しごと 創生総合戦略」内の「人口ビジョン」（以下、人口ビジョン）を基に、現在の状況をみていきます。

本町の総人口は、平成2(1990)年に一旦下げ止まり増加に転じましたが、平成17(2005)年以降ふたたび減少に転じ、以後、減少傾向で推移しています。

特に、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）は年々減少が続き、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

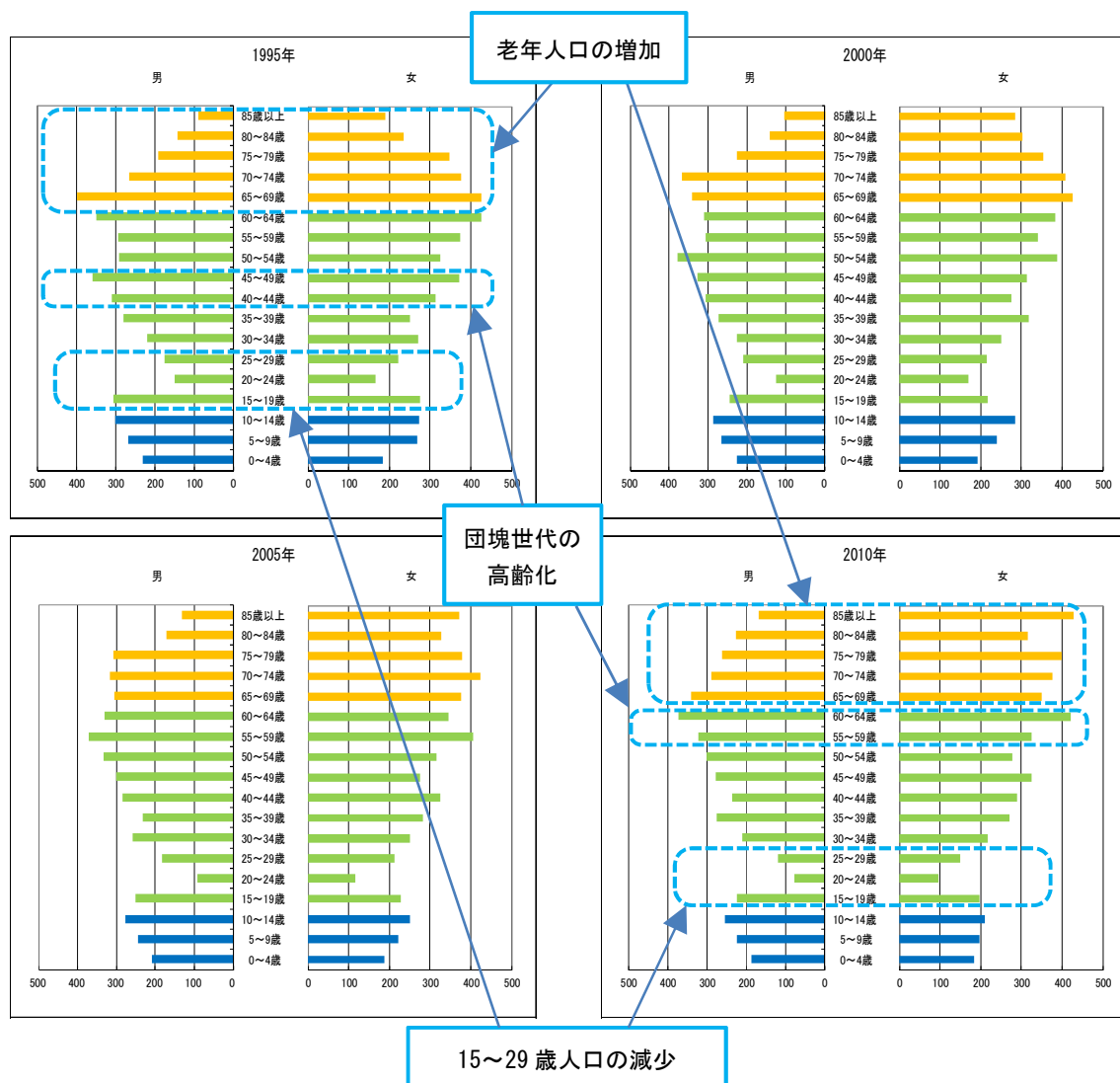
■ 図表 2-1：人口の推移



出典：第2次御浜町まち・ひと・しごと 創生総合戦略
「人口ビジョン」より

人口ピラミッド（5歳階級別・男女別の人口構成）については、平成27年策定の「御浜町人口ビジョン」をもとに、御浜町公共施設等総合管理計画と同様の記述となっております。

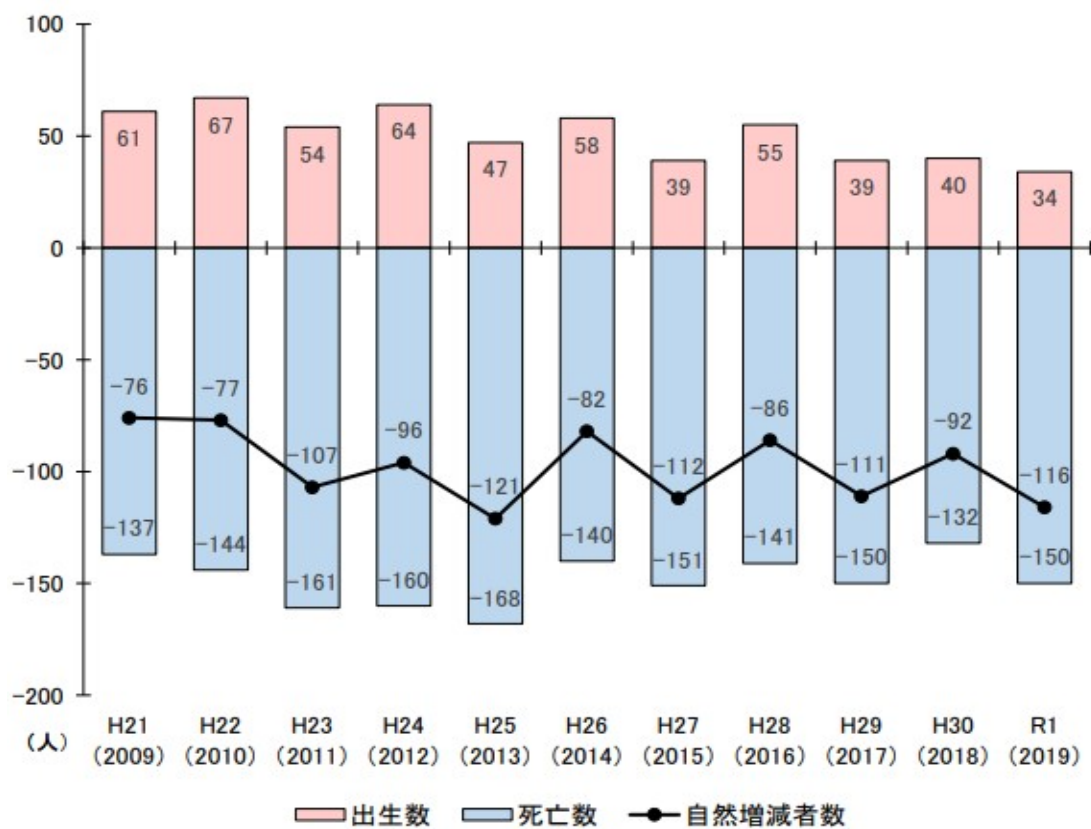
■ 図表 2-2：人口ピラミッド（5歳階級別・男女別人口構成）



出典：御浜町公共施設等総合管理計画
「人口ビジョン」より

本町の自然増減者数について、直近の推移をみると、出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移していますが、おおむね減少傾向にあり、令和元（2019）年では年間 34 人となっています。一方、死亡数をみると、平成 26（2014）年以降は 130～150 人台で推移しており、平成 29（2017）年では年間 150 人となっています。また、直近では、死亡数が出生数を常に上回り、自然減が続いています。

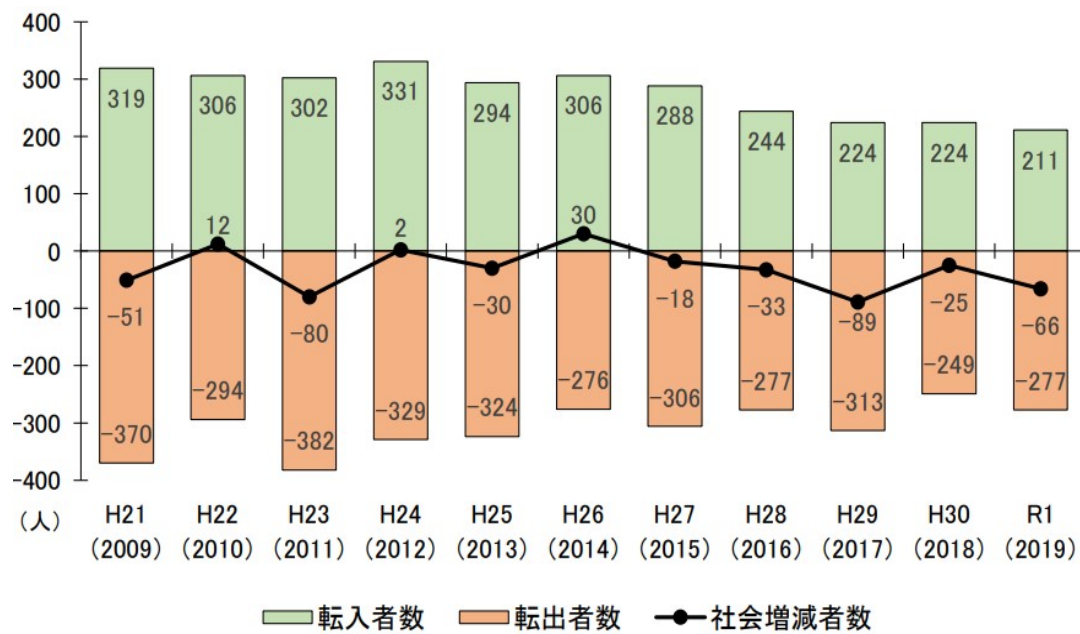
■ 図表 2-3：出生数・死亡数・自然増減の推移



出典：第2次御浜町まち・ひと・しごと 創生総合戦略
「人口ビジョン」より

本町の社会増減者数について、直近の推移をみると、平成 26（2014）年に転入者数が転出者数を上回っていましたが、その後、転出者が転入者数を上回る社会減が続いています。

■ 図表 2-4：転入数・転出数・社会増減の推移



出典：第2次御浜町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

「人口ビジョン」より

2. 将来の人口予測

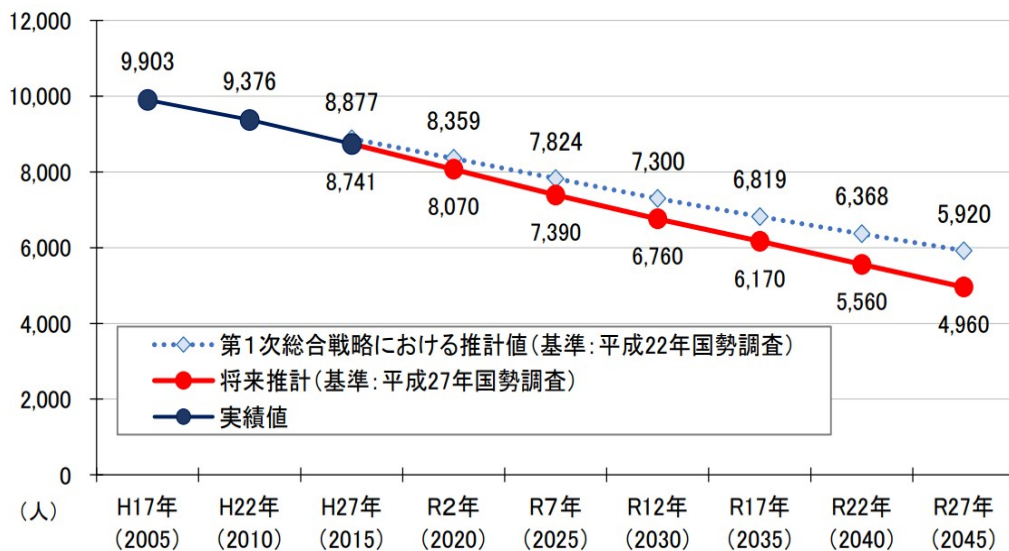
「第2次総合戦略」においては、平成27（2015）年国勢調査を基準とした「将来推計」（社人研準拠）による推計値を、町の将来人口の目標として設定しています。

■数値目標（総人口）

令和7年：7,390人

令和12年：6,760人

■ 図表2-5：「人口ビジョン」が目指す将来人口推計



出典：第2次御浜町まち・ひと・しごと 創生総合戦略
「人口ビジョン」より

「人口ビジョン」による推計では、本町の総人口は令和7年に7,390人、令和17年に6,170人、令和27年に4,960人となる見込みです。

本町における人口減少の現状を認識した上で、目標とする推計値から実際の総人口が下回ることが無いよう、更なる自然減対策及び社会減対策の両方の取り組みを進める必要があります。

第3章

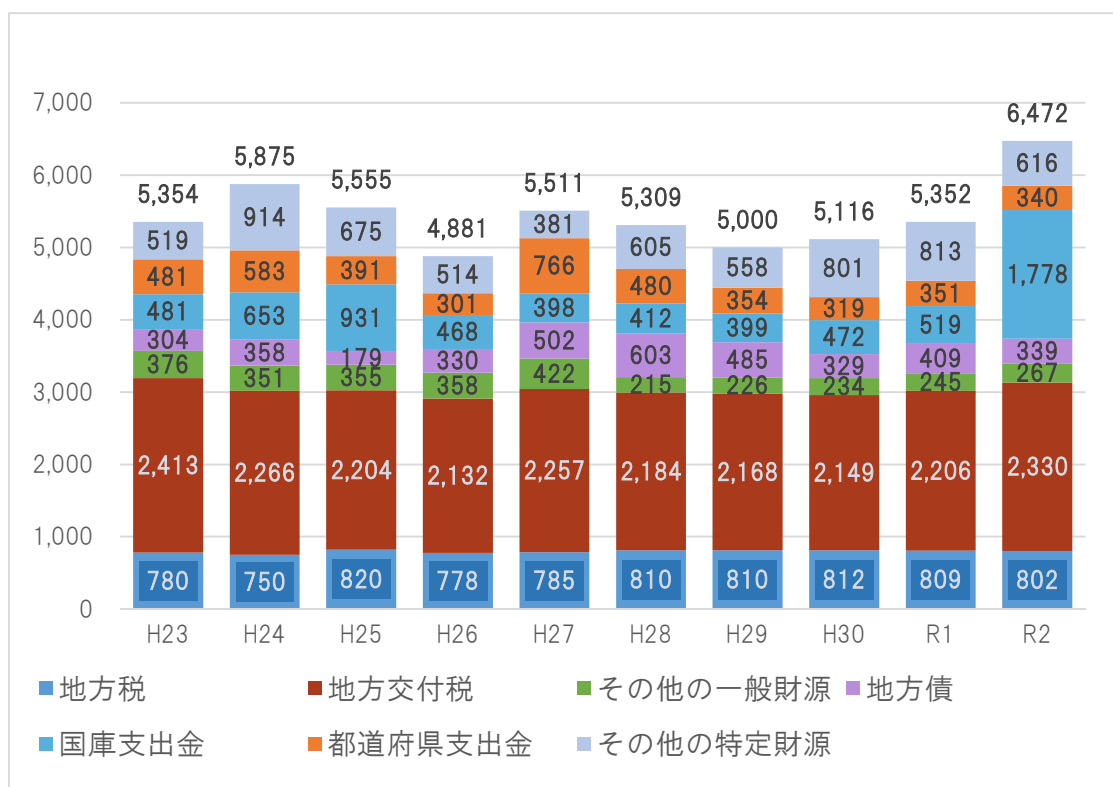
財政状況

1. 普通会計の歳入及び歳出の状況
2. 普通会計の財政収支見通し
3. 普通会計における投資的経費の推移

1. 普通会計の歳入及び歳出の状況

次に、本町の平成 23 年から令和 2 年度の財政状況をみていきます。公共施設等を維持管理、更新していくためには、財政状況が大きく関係するためです。

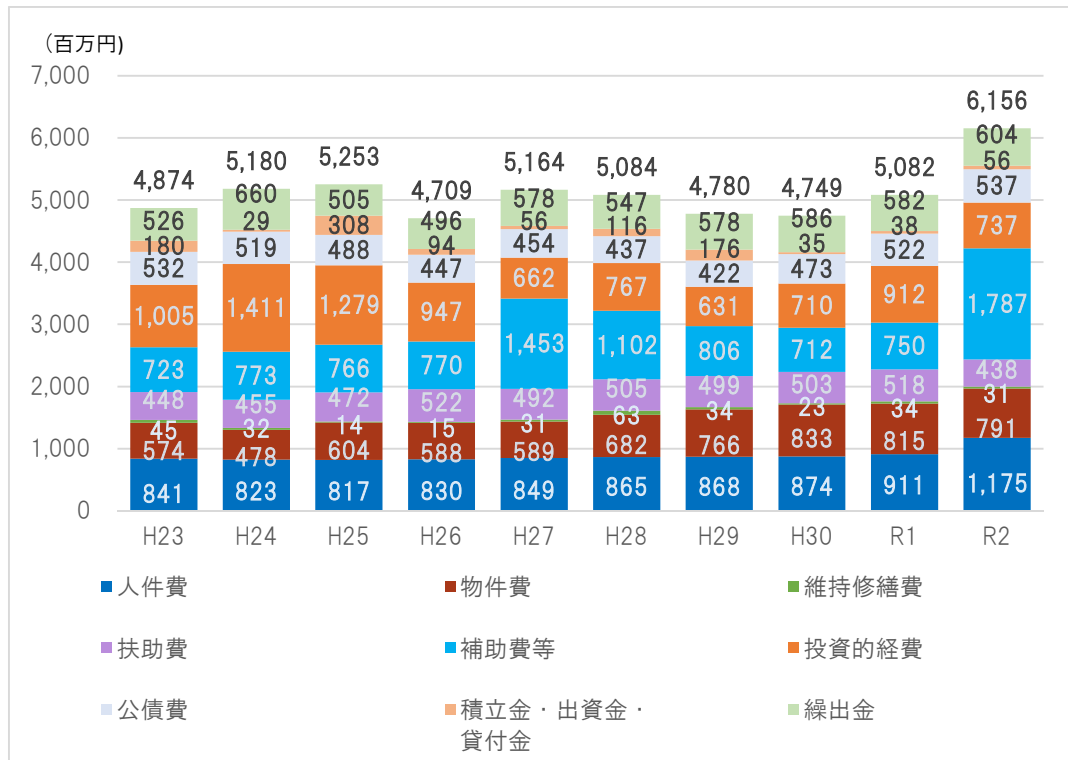
■ 図表 3-1：歳入の推移（普通会計）



令和 2 年度の普通会計の歳入は 64.7 億円です。その内訳は地方交付税が 23.3 億円と最も多く、次いで、国庫支出金 17.8 億円、地方税 8.0 億円、その他特定財源 6.2 億円となっています。

歳入全体の推移は、年度ごとに増減がみられますが、この 10 年間（H23～R2 年度）は、年平均 54.4 億円となっています。

■ 図表 3-2：歳出の推移（普通会計）



令和2年度の普通会計の歳出は61.6億円です。その内訳は補助費等が最も多く17.9億円、次いで、人件費11.8億円、物件費7.9億円、投資的経費7.4億円、繰出金6.0億円となっています。

この10年間で人件費と物件費は年々増加傾向にあり、人件費はこの10年間で40%、物件費は38%増加となっています。

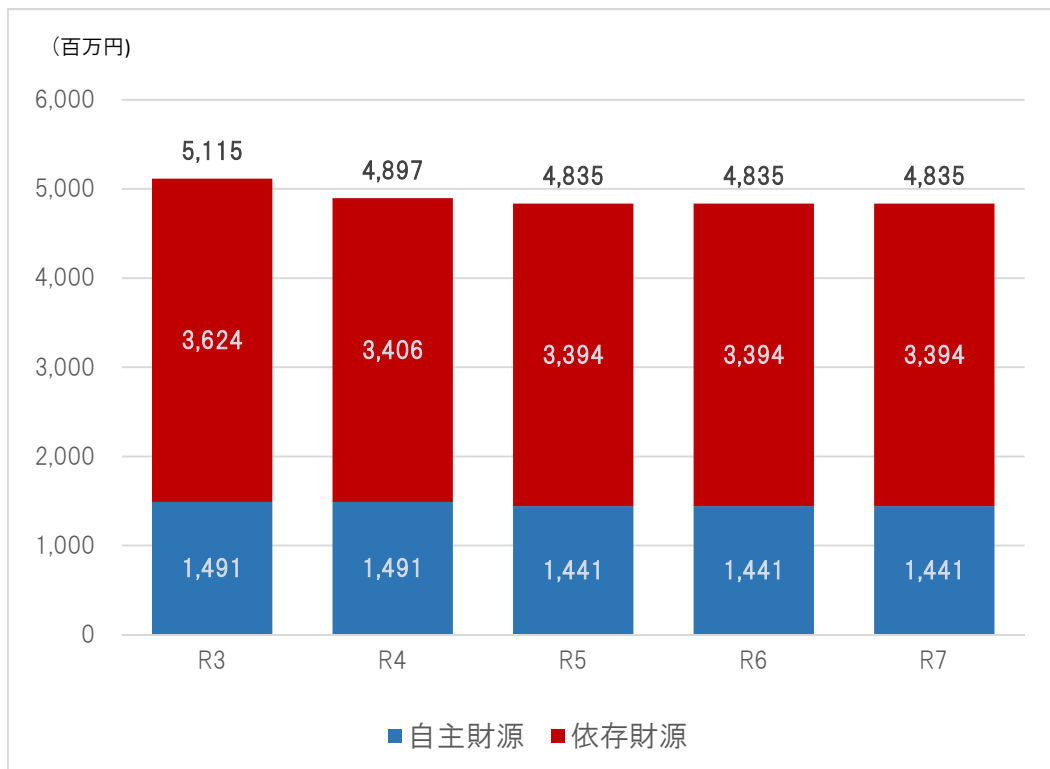
また、公共施設（いわゆるハコモノ）や道路、橋りょうの建設費等にあたる「投資的経費」の増減が、年度ごとの歳出総額を大きく左右する要因となっています。

本計画にとって「投資的経費」は重要な要素ですが、過去10年間（H23～R2年度）で総額90.6億円（年平均9.1億円）となっています。

2. 普通会計の財政収支見通し

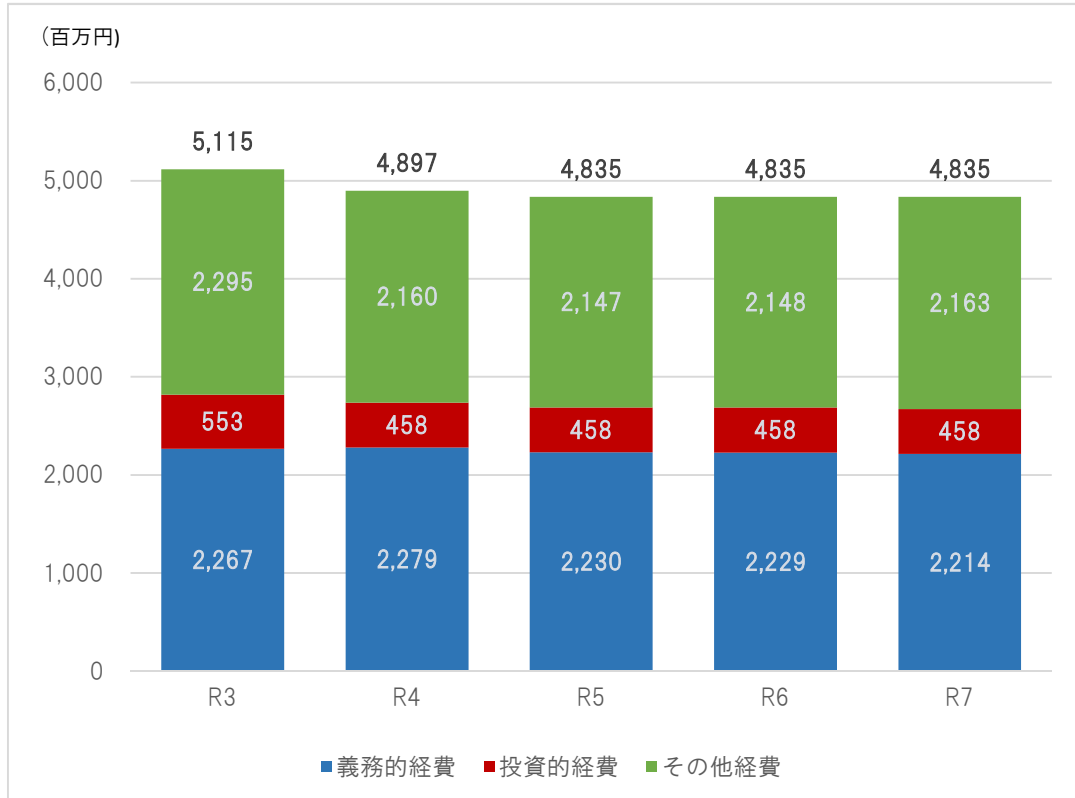
次に、本町の令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの財政予測をみていきます。公共施設等を維持管理、更新していくためには、適切な財政収支の見通しが必要となるため、重要な予測となります。

■ 図表 3-3：歳入の見通し（普通会計）



令和 4 年度以降、歳入の見通しは、減額を見込んでいます。

■ 図表 3-4 : 歳出の見通し（普通会計）



令和 4 年度以降、歳出の見通しは、減少を見込んでいます。

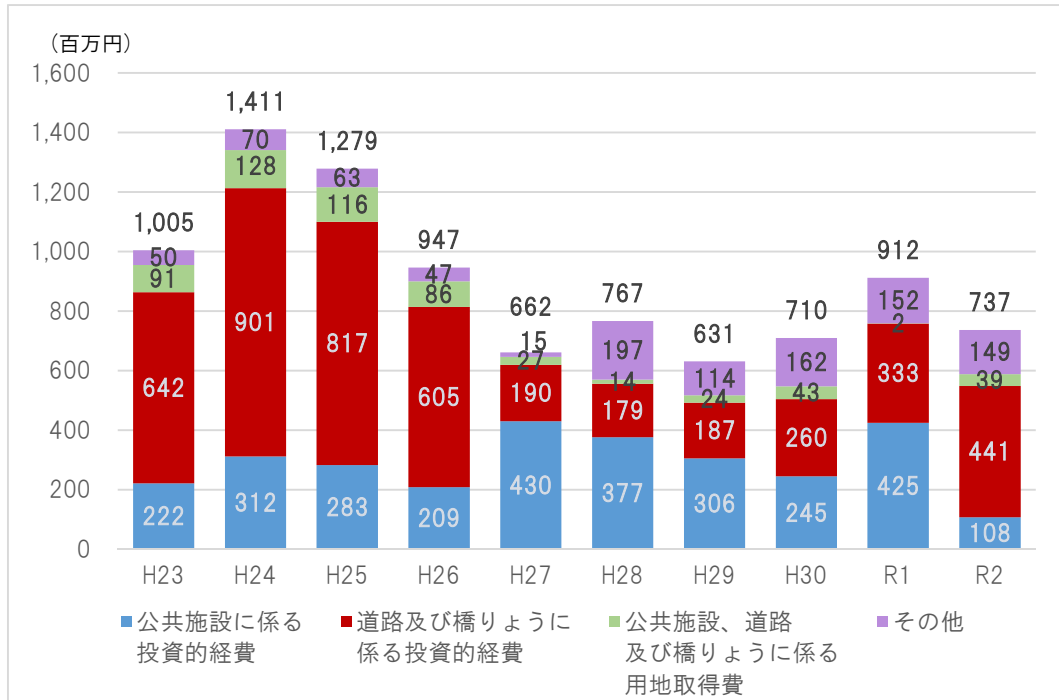
特に公共施設等を整備する費用にあたる投資的経費は、令和 3～7 年度までの 5 年間で総額 23.9 億円（年平均 4.8 億円）を見込んでいますが、過去 10 年間の実績値である年平均 9.1 億円と比べて低い予測となります。

第 2 章でもみたように、中長期的にみれば人口全体の減少や生産年齢の減少などにより歳入が減ることや、高齢化の進行により福祉関係予算が増加するなど、人口減少・高齢化による財政への影響が懸念されます。

公共施設等は、一度建設してしまうと長期的に維持管理、更新を行う必要があるために、今後は人口動向や財政状況を充分に見極めた上で、現在の公共施設等のあり方を検討していくとともに、新規事業の着手には慎重な決断が求められます。

3. 普通会計における投資的経費の推移

■ 図表 3-5 : 投資的経費の推移（普通会計）



図表 3-5 からわかるように、普通会計における投資的経費には、公共施設と、道路、橋りょうの経費が含まれています。第 4 章では、公共施設及びインフラ資産の更新費用試算を行うため、次の通り、数値を整理しておきます。

○過去 5 年（H28～R2 年度）の実績

	総額 (億円)	平均 (億円/年)	備考
投資的経費（普通会計）	37.8	7.5	図表 3-5 より算出
うち 公共施設に係る投資的経費	14.6	2.9	図表 3-5 より算出
「投資的経費」（普通会計）における 「公共施設に係る投資的経費」の割合	$14.6/37.8 \times 100 \div 38.6\%$		

○今後 5 年（R3～7 年度）の予測

	総額 (億円)	平均 (億円/年)	備考
普通建設事業費	22.2	4.4	「第 6 次御浜町総合計画」より
災害復旧費	1.7	0.3	「第 6 次御浜町総合計画」より

第4章

公共施設等の現状と将来分析

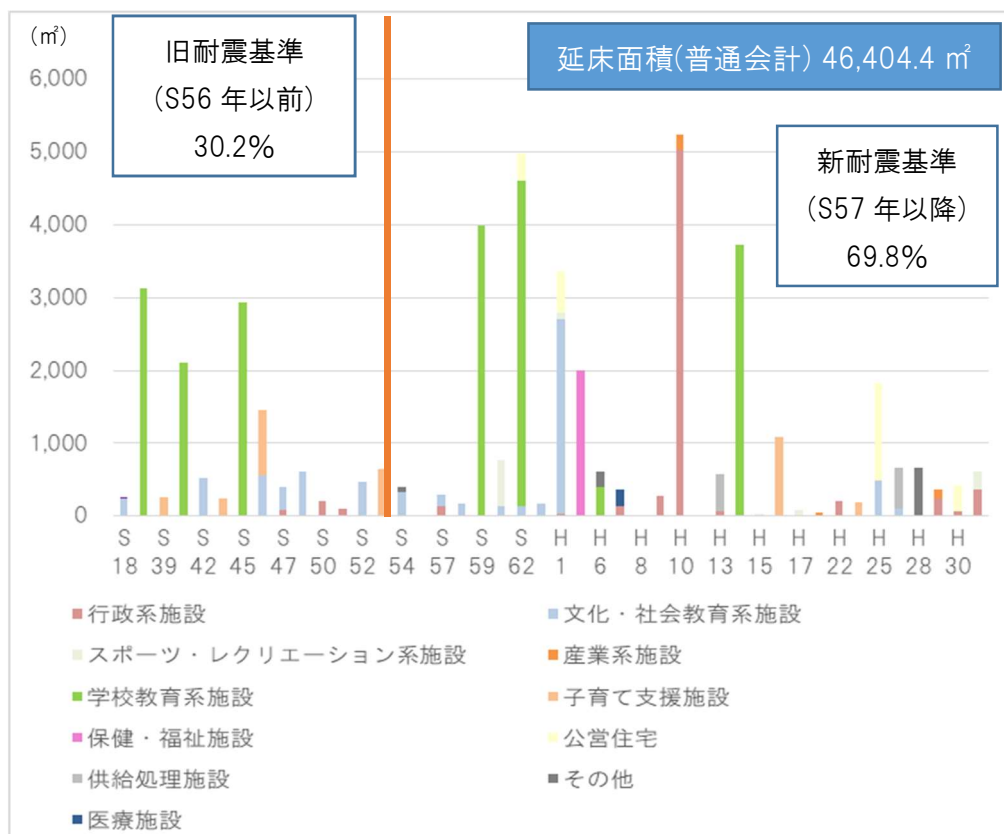
1. 公共施設（普通会計）の延床面積と更新コスト試算
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算
3. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

1. 公共施設（普通会計）の延床面積と更新コスト試算

(1) 公共施設（普通会計）の延床面積とその割合

図表 1-1（対象となる施設分類表）で掲げた施設のうち、普通会計にあたる施設の延床面積と建築年の分布をみていきます。

■ 図表 4-1：公共施設（普通会計）の延床面積と建築年



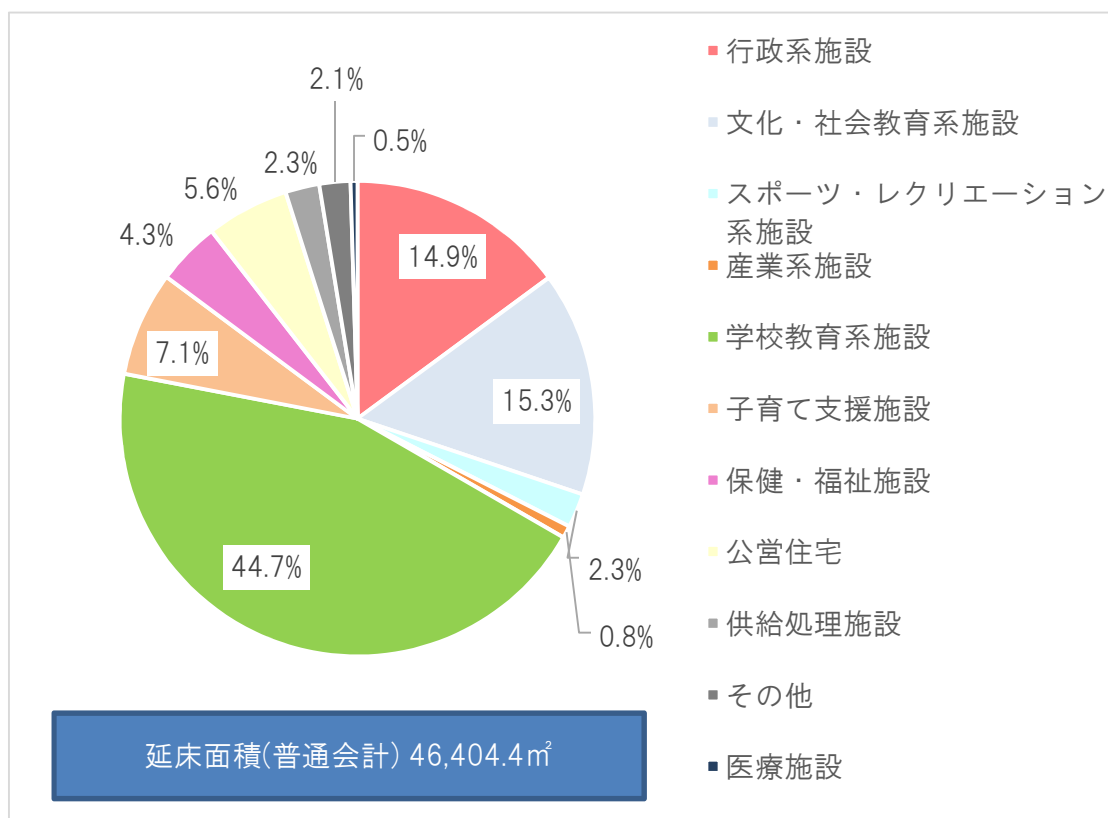
普通会計に属する公共施設の延床面積の合計は 46,404.4 m²であり、うち旧耐震基準となる昭和 56 年以前に建設された公共施設は 30.2%、昭和 57 年以降に建設された公共施設は 69.8%です。

旧耐震基準の施設についてもすでに耐震化をほとんど終えておりますが、建物自体の耐用年数を超えていくと、順次更新(いわゆる建て替え)を行う必要が生じることから、

今後の財政負担を検討しておくことが求められます。

次に、図表 1-1（対象となる施設分類表）に基づいて、普通会計に属する施設の分類別の延床面積の割合をみていきます。

■図表 4-2：公共施設（普通会計）の延床面積の割合



延床面積の割合が一番大きいのは学校教育系施設であり、44.7%と公共施設の約半分を占めます。次に文化・社会教育系施設が 15.3%、行政系施設が 14.9%となっています。

図表 4-1 でもみられるように、耐用年数の経過に伴って、学校教育系施設や子育て支援施設、文化・社会教育系施設の更新も行っていく必要があります。

いずれにせよ、一度建設したものは長期的な維持管理を行っていかなければならない観点から、新設及び建て替えに伴う施設の総量（公共施設においては延床面積）は十分に検討することが求められます。

■図表 4-2-1：公共施設の施設量推移

延床面積（㎡）	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
行政系施設	6,245	6,245	6,485	6,555	6,922
文化・社会教育系施設	7,088	7,088	7,088	7,088	7,088
スポーツ・レクリエーション系施設	828	828	828	828	1,077
産業系施設	256	256	383	383	383
学校教育系施設	20,746	20,746	20,746	20,746	20,746
子育て支援施設	3,315	3,315	3,315	3,315	3,315
保健・福祉施設	2,248	2,186	2,186	2,186	2,002
公営住宅	2,257	2,257	2,257	2,613	2,613
供給処理施設	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
その他	299	964	964	964	964
医療施設	218	218	218	218	218
水道施設	1,373	1,373	1,373	1,373	1,373
下水道施設	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748

■図表 4-2-2：公共施設の減価償却率推移

	減価償却率
H28 年度末	62.3%
H29 年度末	64.2%
H30 年度末	64.3%
R1 年度末	63.5%

令和 3 年に策定した個別施設計画（教育委員会編）では、平成 30 年度の支出を対象に、本町の主な施設の維持管理経費を調査し、結果は次の通りです。

■図表 4-2-3：主な公共施設の維持管理経費

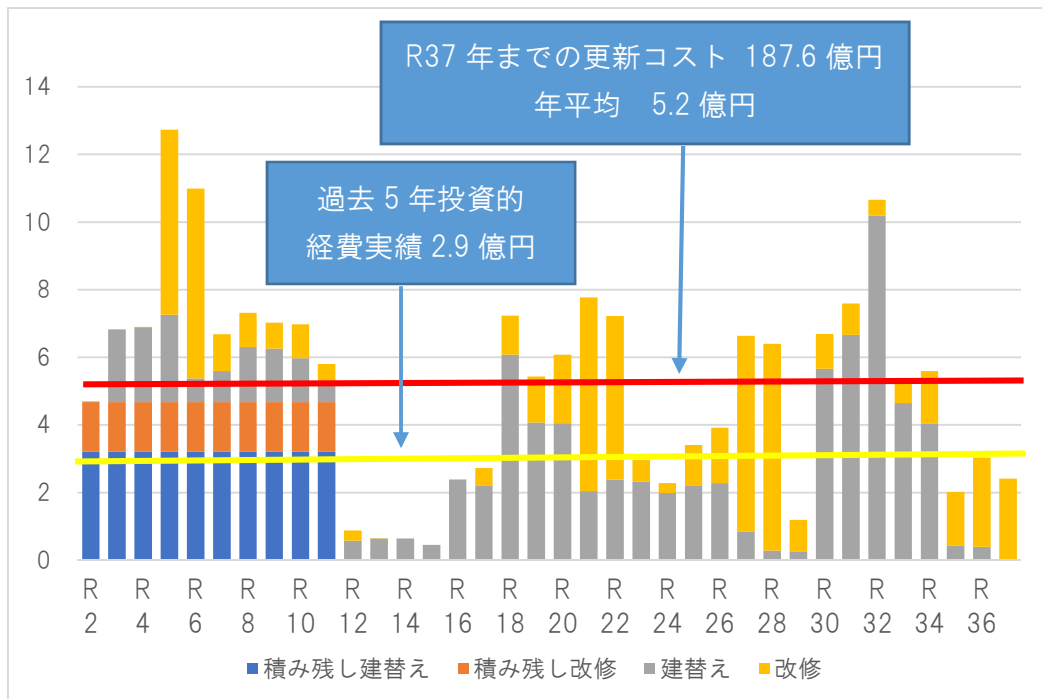
単位：円

	維持管理経費	減価償却費	トータルコスト
学校施設	93,791,777	73,642,772	167,434,549
その他教育施設	155,820,299	67,200	155,887,499
スポーツ施設	6,305,718	1,731,598	8,037,316
集会施設	37,261,206	19,946,130	57,207,336
その他	8,340	0	8,340

(2) 公共施設（普通会計）の更新コスト試算

次に、普通会計に属する現在の公共施設をすべて維持した上で、改修や建て替えを行っていく場合のコスト試算を行ってみます。

■図表 4-3：公共施設（普通会計）の更新コスト試算



普通会計に属する現在保有の公共施設（ハコモノ）をこれからもすべて維持していくと仮定した上で改修や更新（建替え）を行った場合、令和 37 年までの更新コストは総額 187.6 億円（年平均 5.2 億円）という試算となります。

平成 28～令和 2 年の「公共施設に係る投資的経費」の実績が年平均 2.9 億円（黄色線）で今後必要とされる更新コストを下回っており、現状の公共施設を維持管理、更新していくには負担の増加が見込まれます。

2. インフラ資産の現状と更新コスト試算

(1) インフラ資産の現状

■図表 4-4：インフラ資産一覧表

区分	大分類
インフラ資産	道路
	橋りょう（歩道橋含む）
	水道
	下水道
	農道
	林道

■図表 4-4-1：インフラ資産 施設量推移（道路）

単位（m）		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
道路	1 級（幹線）町道	14,323	14,323	14,201	14,201	14,199
	2 級（幹線）町道	21,008	21,008	21,007	21,007	20,997
	その他町道	228,501	228,501	226,903	226,903	226,434
	自転車 歩行者道	5,955	5,955	5,954	5,954	5,868
農道	農道	17,779	17,779	17,779	17,779	17,779
林道	林道	10,816	10,816	10,816	10,816	10,816

①道路

所有し管理する一般道路は、実延長約 **267km** となっています。

②農道

総延長は 17,779m となっています。

③林道

総延長は 10,816m となっています。

■図表 4-4-2：インフラ資産 施設量推移（橋りょう）

		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R 1 年度末
長さ別 年度別 橋りょう数 (本)	15m 未満	119	119	116	116	114
	15m 以上	47	47	45	45	43
構造別 年度別 面積 (㎡)	PC 橋	1,858	1,858	1,986	1,986	1,986
	RC 橋	4,917	4,917	4,862	4,862	4,382
	鋼橋	2,633	2,633	2,611	2,611	245
	石橋	186	186	186	186	186
	その他	929	929	759	759	759

④橋りょう

157本の橋りょうを有しており、うち 43本が 15m以上の橋となっています

■図表 4-4-3：インフラ資産 施設量推移（水道）

		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
導水管 (m)	300mm 未満	101	101	101	101	101
送水管 (m)	300mm 未満	11,520	11,520	11,525	11,525	11,525
配水管 (m)	50mm 以下	43,732	43,750	43,830	43,866	43,873
	75mm 以下	44,237	44,301	44,326	44,388	44,388
	100mm 以下	35,255	35,258	35,258	35,156	35,156
	150mm 以下	27,464	27,468	27,468	27,468	27,468
	200mm 以下	5,590	5,590	5,590	5,590	5,590
	250mm 以下	2,897	2,897	2,899	2,899	2,899

⑤水道

総延長は約 171km で、普及率は 96.7%となっています。

■図表 4-4-4：インフラ資産 施設量推移（下水道）

		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
管径 (m)	～250mm	23,496	23,496	23,496	23,496	23,496
	251～ 500mm	987	987	987	987	987

⑥下水道

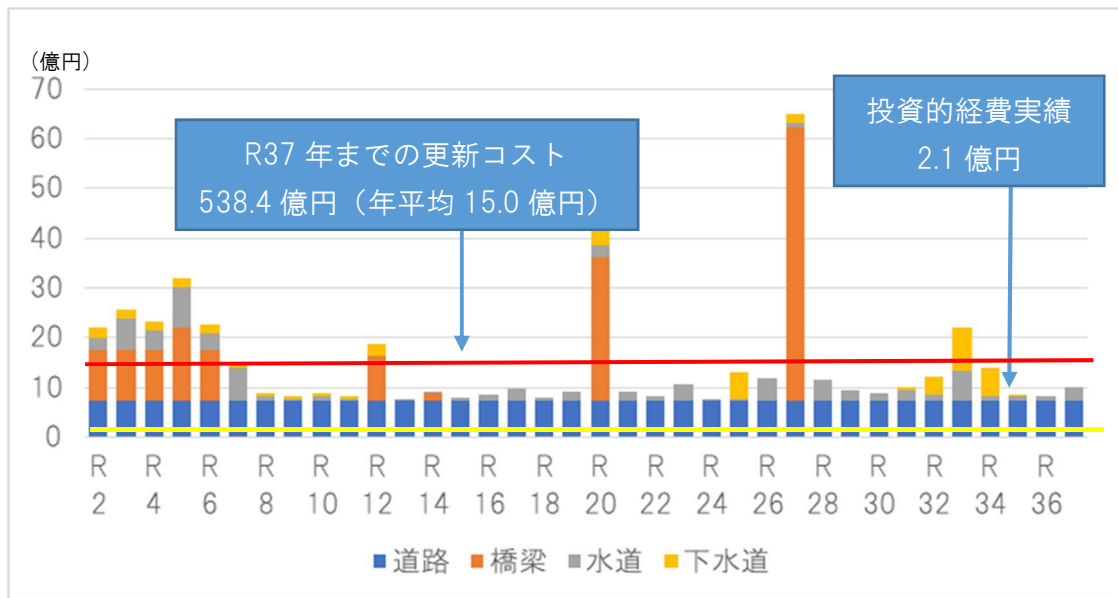
総延長は約 24km で、下水道普及率は 26.5%、下水道接続率は 90.0%となっています。

■図表 4-4-5：インフラ資産 減価償却率の推移

	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
道路	58.7%	60.3%	61.9%	66.5%
橋梁	73.4%	74.5%	75.7%	77.1%
水道	68.0%	70.4%	73.1%	74.6%
下水道	51.4%	54.0%	55.7%	57.8%

(2) インフラ資産の更新コスト試算

■ 図表 4-5 : インフラ資産の更新コスト試算（水道施設及び下水道施設を含む）



水道施設及び下水道施設を含む既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、令和 37 年までの更新コストは総額 538.4 億円（年平均 15.0 億円）という試算になります。

平成 23～27（2011～2015）年の既存更新コストは年平均 2.1 億円であり、これを基準に算定すると年平均 12.9 億円の負担増が見込まれます。

インフラ資産は住民が生活をする上で欠かせないものであり、その性質上、一度築いたものはなかなか廃止できないため、財政状況や地域の人口動態を勘案して、適切な維持管理と更新に努めます。

注 1）P.6 の 3（1）イに基づき、農道及び林道については更新コスト試算から除外しております。

3. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

(1) 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸

①耐用年数（寿命）の考え方

本章 1, 2 では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の 4 つに分類されます。

■ 図表 4-6 : 耐用年数分類

物理的 耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的 耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定 耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的 耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、その他の耐用年数より長くなることが一般的ですが、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 1-(2)・2-(2)です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本町でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

②長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章 1-(2)・2-(2)の試算結果は、「法定耐用年数」が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用されています。

また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。

これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用できると仮定して試算することとします。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）（日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次の通り考察します。

■図表 4-7：耐用年数の上限値と平均値

公共建築物の構造		公共建築物の耐久計画 における耐用年数	耐用年数 (上限値)	耐用年数 (平均値)
SRC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年
RC 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
S 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
	軽量鉄骨造	30～50 年	50 年	40 年
CB 造		30～50 年	50 年	40 年
木造		30～50 年	50 年	40 年

※SRC 造・RC 造の品質の区別は、耐久性の高低によります。

※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります。

上記で示す通り、「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて算出する、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建替年数を耐用年数の上限値とした場合、「普通品質の SRC 造・RC 造・S 造」の公共建築物は建替年数が 80 年、「軽量鉄骨造・CB 造・木造」が 50 年となりますが、建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設の利用用途の変更等が考えられることから建替年数は上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できると思われる値での設定が望ましいと考えます。

そこで、今回の耐用年数は平均値を採用値とします。この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数としている 65 年と同一であり、平均値を採用する根拠の一つと考えています。

③公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

今回の総合管理計画改定業務では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それに伴う効果額の算出が必要です。耐用年数については、②の考え方に基づき、下表の通りとします。

また、算出の条件として、以下を設定します。

<試算条件>

(i)耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替

(ii)耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約6割の額で改修

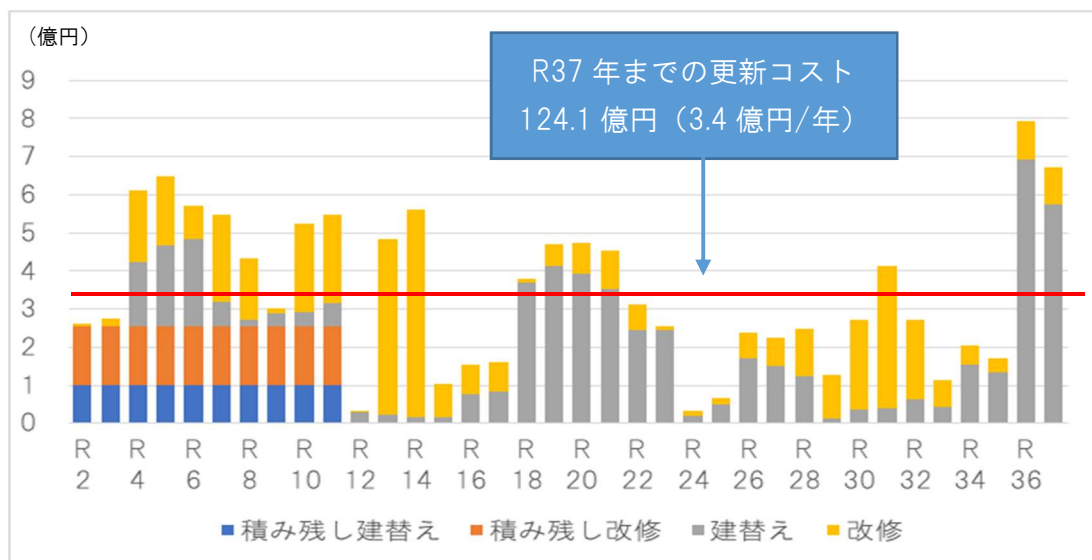
■図表 4-8：決定耐用年数

構造	耐用年数
RC（鉄筋コンクリート）	65
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）	65
鉄骨造	52 ^{※(i)}
木造	40
その他	40

※(i)：普通品質の平均値（60年）と軽量鉄骨造（45年）の平均値

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次の通りとなりました。

■図表 4-9：将来コスト試算（長寿命化—公共建築物）



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 2 年から令和 37 年までの合計で、約 124.1 億円（約 3.4 億円/年）となります。

平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、約 178.5 億円（約 4.5 億円/年）、本章 4 頁で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 187.6 億円（約 5.2 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は抑えられることとなります。

ただし、投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（平成 28 年～令和 2 年の平均額）が約 2.9 億円/年に対して、必要な金額は約 3.4 億円となるので、まだ足りていません。また、既往実績額には長寿命化対策のための点検費用や維持管理費等が含まれていないため、実際には試算額以上の費用が必要となる見込みであり、今後の施設削減の必要がある結果と考えます。

(2) インフラ施設 長寿命化による更新年数の伸長

①耐用年数（寿命）の考え方

固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。

本町でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

②長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

ア：道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は10年ですが、一部の道路ではコンクリート舗装（耐用年数15年）が存在しています。また、本町における過去の道路保全策では、10年以上継続して使用することがほとんどとなっています。

従って、今回の長寿命化対策については、舗装路面の耐用年数を15年と設定することとします。

イ：橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で60年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究国土交通省国土技術政策総合研究所」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の1.5倍は使用可能と判断し、その数値で試算することとします。

ウ：上下水道

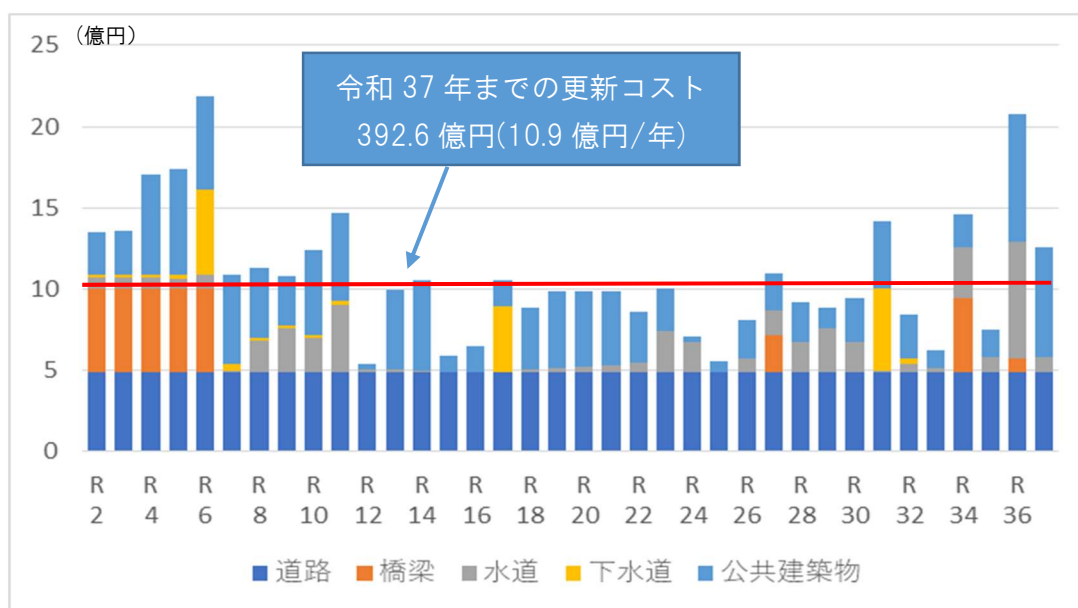
上下水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え、「水道におけるアセットマネジメント 実使用年数に基づく更新基準の設定例 厚生労働省」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている 40 年～80 年の平均値を採用し、長寿命化の試算を行います。以上をまとめると、表 4-10 の通りとなります。

■図表 4-10：上下水道 使用可能年数

分類	使用可能年数
建築	70 年
土木	73 年
電気	25 年
機械	24 年
計装	21 年
管	60 年

③長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

公共建築物およびインフラ施設の長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算を行った結果、次の通りとなりました。



＜試算結果＞

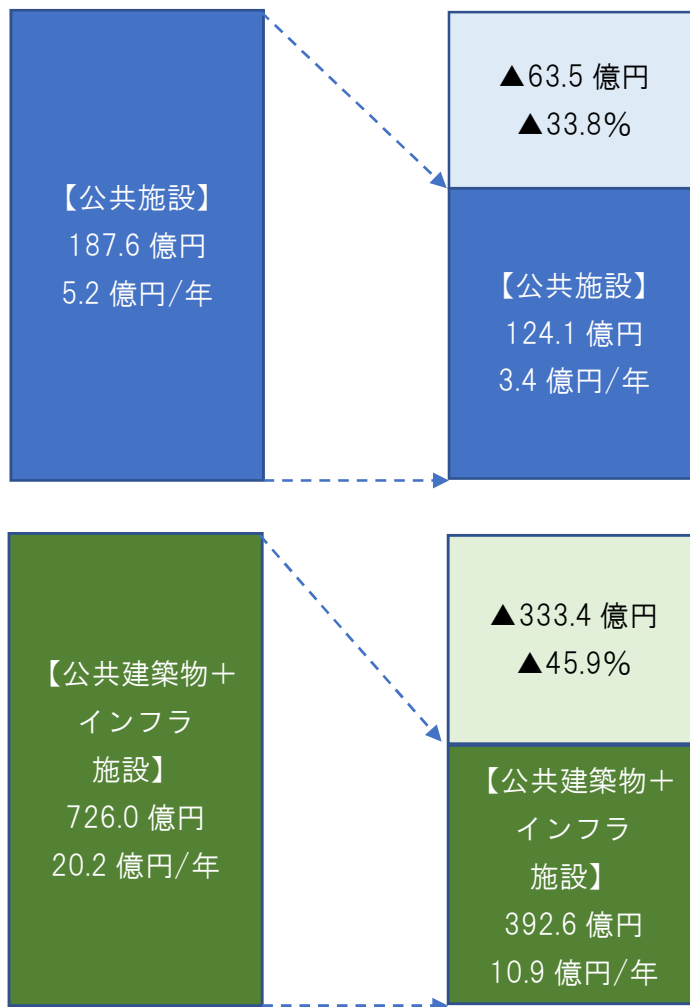
長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 2 年から令和 37 年までの合計で、約 392.6 億円（約 10.9 億円/年）となります。

平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、約 541 億円（約 13.5 億円/年）、本章 4 頁で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 726 億円（約 20.2 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は抑えられること
になります。

(3) 対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用は抑えられることがわかりました。

長寿命化対策による効果額は次の通りです。



第5章

公共施設等管理の基本方針

1. 基本方針
2. 庁内の推進体制
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
5. 今後の課題と推進方策

1. 基本方針

(1) 基本方針

■ 公共施設（普通会計）に関して

更新費用試算額と将来的な少子高齢化や人口減少をふまえ、本計画期間中の総量（延床面積の合計）の数値目標を検討します。また、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を計ることとします。

■ インフラ資産（水道施設及び下水道施設を含む）に関して

廃止・転用することが難しいため、現存するインフラ資産を維持することを前提としながらも、更新費用不足額と将来の人口減少をふまえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めます。

(2) 公共施設（普通会計）の目標設定

本計画においては、公共施設の総量（公共施設においては延床面積の合計）により数値を検討する手法が一般的であるため、これまでに試算した数値をふまえて目標の検討を行います。

○過去5年（H28～R2年度）の実績

	総額 (億円)	平均 (億円/年)	備考
投資的経費（普通会計）	37.8	7.5	図表 3-5 より算出
うち 公共施設に係る投資的経費	14.6	2.9	図表 3-5 より算出
「投資的経費」（普通会計）における 「公共施設に係る投資的経費」の割合	$14.6/37.8 \times 100 \approx 38.6\%$		

○今後5年（R3～7年度）の予測

	総額 (億円)	平均 (億円/年)	備考
普通建設事業費	22.2	4.4	「第6次御浜町総合計画」より
災害復旧費	1.7	0.3	「第6次御浜町総合計画」より

（第3章末尾の表を再掲）

まず、過去5年 (H28～R2 年度) の実績から「公共施設に係る投資的経費」(＝年平均2.9 億円) を、「過去の実績値」として定めます。

次に、今後5年 (R3～R7 年度) の予測から「公共施設に係る投資的経費」(＝年平均4.4 億円) を、「今後の予測値」として定めます。

そして、「過去の実績値」と「今後の予測値」の平均 (＝3.7 億円) を、「将来の負担可能額」と仮定して数値の設定を行うこととします。

図表 4-3 から今後の更新コスト試算額は年平均 5.2 億円であるため、「更新コスト不足額」は年平均 1.5 億円となり、公共施設（普通会計）の総量（延床面積の合計）削減割合は 28.8%という数値となります。

この数値は、人口動態及び財政状況の中・長期的に検討する中で、公共施設の統廃合や複合化等を行うことにより、公共施設の総量を削減し、維持管理・更新コストの軽減を行っていかねば、将来負担が増大することを示す大変厳しい数値と言えます。

現段階では公共施設の総量に係る具体的な目標の設定は行いませんが、今回導かれた大変厳しい数値を参考としながら、今後も、中・長期における公共施設総量の削減を目的とし、それに伴う運営費用（トータルコスト）の縮減、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、施設管理の効率化によるコスト削減等も勘案して、新設及び更新の費用に充当可能な財源を確保するよう努めます。

(3) インフラ資産（水道施設及び下水道施設を含む）の目標設定

図表 4-5 から、水道施設及び下水道施設を含む、既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後の更新コストは総額 538.4 億円（年平均 15.0 億円）という試算になりました。

平成 23～27 (2011～2015) 年の既存更新コストは年平均 2.1 億円であり、これを基準に算定すると年平均 12.9 億円の負担増が見込まれます。

道路、橋りょうは普通会計に含まれますが、水道及び下水道についてはそれぞれ独立採算制であり、町の普通会計に原則影響されないとはいえ、既存のインフラ資産の更新にかなり費用がかかるものと考えられます。

ただし、インフラ資産に関しては廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持管理、更新していくことを前提とし、総量に対する目標は「現状維持」を原則

としつつ、整備の必要性が生じた場合には、その効果などを考慮して、整備内容を十分に検討した上で、真に必要なものに限定して整備を進めます。

そのため、更新時期にあわせた基金の積み増しなど更新コスト増大を見込んだ財政運営に加えて、道路、橋りょう、水道、下水道の各資産に応じた維持管理水準の見直し、長寿命化計画等に基づく計画的で適切な維持管理、更には地域ごとの人口増減等に伴うインフラ需要の変化を予測し、それぞれのインフラ資産を適正規模で更新するように努めます。

2. 庁内の推進体制

(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり

公共施設等を一元管理し企画・管理・活用するなど総合的管理を実施していくためには、それぞれの部署が管轄・管理する公共施設等を時間差がなく一体的に情報共有できるような体制や連携強化および組織体制づくりが必要となります。

そのため、公共施設等に関する情報は公会計管理台帳などとあわせて財産管理を統括する部署で一元的に管理する体制をとります。その上で、公共施設等のデータを定期的に更新することにより、公共施設等の現状をできる限り時間差がなく一体的に把握できる状態を保つように努めます。

(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成

本計画は、30 年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々的人口・財政・社会情勢や計画の進捗状況を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

本町では、教育委員会の管理施設を対象とした「個別施設計画（教育委員会編）」を令和 3 年 3 月に策定しました。本計画と個別施設計画を連動した取り組みとし、PDCA サイクルを取り入れながら個々に応じた公共施設マネジメントを実施していく方針とします。



注) PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle) とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

現状行っている定期点検を引き続き適切に行うとともに、財産管理を統括する部署において実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を一元的に把握します。

施設ごとにおける維持管理の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施することなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握した上で検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、計画的に改修や更新を行います。

管理運営にあたっては指定管理等、PPP/PFI の積極的な活用を推進するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕・更新等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

本町では順次耐震化を進めているため、未耐震施設についても速やかに耐震化工事が行われるように努めます。また、道路、橋りょう、水道、下水道をはじめとするインフラ資産についても順次、耐震化を検討し、適時、実施していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握するとともに、ライフサイクルコスト削減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

また、公共施設を長期的に利活用していけるように、住民に公共施設を大切に利用していただくなどの啓発活動を行っていきます。

(6) 統合や廃止などの推進方針

公共施設等の将来の更新コストの試算結果から、そのための財源が不足していることが明らかになりました。

公共施設等の総量（延床面積）削減をはじめ、あらゆる観点から、合理的で費用対効果の高い公共施設等の統合、廃止なども進めていく必要があります。

具体的な方針として、建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から 30 年を超えるもので長期の活用が見込まれないもの、広く住民の使用に供されていないものは、廃止を基本とし、廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを基本とします。

公共施設の統合、廃止などにあたって、総量削減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積削減とすることなく、行政サービスの必要な水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度などを意識して計画的に行っていきます。

また、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係についても検討するとともに、公共施設の多機能集約化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）も検討します。

さらには、近隣市町との広域連携を一層進めていき、広域の観点からも必要な公共施設等の保有量を検討します。

(7) ユニバーサルデザインの推進方針

公共施設等の改修・更新に当たっては、住民のニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、その対応に努めます。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

①行政系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	行政系施設	庁舎等	御浜町役場	5,024.1
			尾呂志支所	79.0
			神志山連絡所	32.0
		消防施設	尾呂志1班消防車庫	26.0
			尾呂志2班消防車庫	26.0
			尾呂志3班消防車庫	25.9
			阿田和1・2班消防詰所	180.0
			阿田和3班消防車庫	28.0
			市木1班消防詰所	104.0
			市木2班消防車庫	26.0
			市木3班消防車庫	26.0
			神志山1班消防詰所	128.0
			神志山2班消防車庫	26.0
			神志山3班消防詰所	70.0
			熊野市消防御浜分署	253.0
			旧神志山3班消防詰所	51.0
		その他行政系施設	塵芥車庫・清掃事務所	140.0
			津波避難タワー（萩内・はまゆう台）	70.4
			津波避難タワー（浜組）	70.4
			御浜町防災備蓄倉庫（役場）	240.0
			御浜町防災備蓄倉庫（神木）	296.5

庁舎等は、通常時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点としても機能すべき施設です。長期的な観点から、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後適切に維持管理・修繕・更新を行います。

消防施設は、消防活動の拠点であり、かつ、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点です。安心・安全なまちづくりのために欠かすことの出来ない施設であるため、必要とされる水準を見極める中で、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後適切に維持管理・修繕・更新を行います。

その他行政系施設についても、今後とも適切な維持管理・修繕・更新を行います。

②文化・社会教育系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	文化・社会教育系施設	集会施設	紀南漁民センター	126.0
			中央公民館	2,594.6
			阿田和公民館	489.2
			尾呂志公民館	445.0
			柿原公民館	170.0
			下市木公民館	521.7
			志原公民館	474.5
			上市木公民館	335.7
			片川公民館	323.0
			神木公民館	556.4
			阪本コミュニティセンター	164.6
			中立コミュニティセンター	158.0
			引作コミュニティセンター	132.9
			山地コミュニティセンター	108.9
			下地集会所	130.0
			西原多目的集会所	40.0
			川瀬多目的集会所	82.0
		その他文化・社会教育系施設	裏の屋敷（文化財保管施設）	235.6

集会施設は、文化・社会教育を推進するとともに、地域のコミュニティ形成の核となる施設として、幅広い年齢層に利用されています。また、その他文化・社会教育系施設は、文化財の保護に寄与しています。老朽化が進んでいる施設もあることから、今後の人口動向や利用のニーズなどをふまえながら、多機能化や集約化も選択肢の一つとして施設のあり方を検討する中で、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

③スポーツ・レクリエーション系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	尾呂志体育館	630.0
			寺谷総合公園	91.0
		レクリエーション施設・観光施設	熊野古道地域センター	79.0
			ふれあい交流広場（屋外トイレ）	28.0
			七理御浜ツーリストインフォメーションセンター	248.9

スポーツ施設は、年齢を問わずさまざまな方に利用され、住民の健康増進と体力の向上を促進するために必要な施設です。長期的な観点から、各施設の利用実態や運営コストをふまえながら施設のあり方を検討する中で、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

レクリエーション施設・観光施設は、さまざまな方に利用されており住民の交流等を促進するために必要な施設です。各施設が提供しているサービスについて、利用実態や運営コストをふまえながら施設のあり方を検討しつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

④産業系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	産業系施設	産業系施設	山村振興施設	215.0
			なかよしステーション神木	41.0
			多目的交流施設	127.2

産業系施設は、産業振興のために必要な施設です。産業振興を図る上での効果や影響などをふまえ、必要性や内容を十分に検討した上で、必要に応じて計画的に整備を進めつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑤学校教育系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	学校教育系施設	学校	阿田和小学校	2,926.0
			尾呂志学園小学校・中学校	3,722.0
			神志山小学校	2,108.0
			御浜小学校	3,125.0
			阿田和中学校	3,989.0
			御浜中学校	4,479.0
		その他教育施設	給食センター	397.0

学校及びその他教育機関は、次世代を担う重要な施設であり地方公共団体として必要不可欠なものであるため、基本的には現状を維持しながら、児童数の推移等をふまえる

中で、長期的な観点から、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑥子育て支援施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	子育て支援施設	保育園・保育所	阿田和保育園	898.2
			市木保育所	648.6
			尾呂志保育所	253.4
			神木保育所	238.8
			志原保育所	1,082.7
		児童施設	放課後児童クラブ	192.8

保育所・こども園及び児童施設は、子育て世帯にとって必要不可欠な施設です。合計特殊出生率の目標を実現するためにも、多様化する子育てのニーズに量と質の両面で応えられるよう、長期的な観点から、計画的に町全体としての適切な規模を捉えつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑦保健・福祉施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉健康センター	2,001.8

高齢福祉施設は、総合的な健康づくりと高齢福祉に寄与する施設となっています。未耐震施設について、その危険性を鑑み、他の施設で利用ニーズを吸収するなどして、適時、取り壊しを進めつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

【過去に行った対策の実績】

施設	内容
上市木老人憩の家	R1 年度 除却
神木老人憩の家	R1 年度 除却
下市木老人憩の家	H28 年度 除却

⑧ 公営住宅

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	公営住宅	公営住宅	町営住宅下地団地	357.7
			町営住宅平見団地	566.4
			町営住宅阿田和団地	1,332.9
			町営住宅神木団地	356.1

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定に寄与する上で、必要な施設です。それらの効果や影響などをふまえ、必要性や内容を十分に検討した上で、必要に応じて計画的に整備を進めつつ、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

【過去に行った対策の実績】

施設	内容	金額
町営住宅平見団地	H30～R1 居住性向上工事	24 百万円

⑨ 供給処理施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター	460.0
			リサイクルセンター（くるくるタウン）	560.0
			中間処理場	56.0

供給処理施設は、生活ごみや一般廃棄物、不燃物を処理する施設です。清潔で住みよい環境のためにも、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑩ その他

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	その他	その他	町営上市木共同墓地	13.2
			旧下市木教員住宅	66.2
			志原教員住宅	220.0
			旧尾呂志中学校	664.6

その他の施設には、これまでの分類に含まれない町営墓地や教員住宅が該当しますが、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑪ 医療施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	医療施設	医療施設	尾呂志診療所	218.4

医療施設は、住民の暮らしを考える上で必要不可欠な施設です。地域の身近な医療拠点として、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑫ 水道施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
企業会計	水道施設	水道施設	【変更】下志ポンプ室	338.4
			【変更】下志浄水場膜処理棟	334.0
			阿田和浄水場膜処理棟	270.9
			阿田和ポンプ室	210.0
			阿田和山地加圧ポンプ室	18.0
			神木中継ポンプ所	50.6
			引作加圧ポンプ所	18.0
			神木低区加圧ポンプ室	22.0
			阪本ポンプ室	96.0
			阪本加圧ポンプ室	15.4

水道施設は企業会計に属する施設であり、インフラ資産である水道管と共に、更新コスト試算ではインフラ資産として取り扱っています。水道事業運営のために、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

⑬ 下水道施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
特別会計	下水道施設	下水処理施設	阿田和クリーンセンター	2,747.7

下水道施設は特別会計に属する施設であり、インフラ資産である下水道管と共に、更新コスト試算ではインフラ資産として取り扱っています。下水道事業運営のために、今後も適切に維持管理・修繕・更新を行います。

(2) インフラ資産

①道路・橋りょう

道路や橋りょうは、住民生活に直結しているとともに、一度整備された道路や橋りょうは、代替道路や橋りょうが整備されるなど特別な事情がない限り、廃止することが困難です。このため、現在、町が保有する道路や橋りょうは、将来にわたり維持管理していくことを基本的な前提とします。

一方で、その維持管理に要する費用についての削減を図るため、重要度が高く交通量が多い道路と重要度が低く交通量も少ない道路間での維持管理水準（舗装の打ち替え頻度等）を変えることで、今後必要となる更新費用の縮減に努めます。

また、利用頻度の高い重要な橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

今後の整備予定路線については、代替路の有無や沿道への影響などを考慮して、整備の必要性や整備内容を検討した上で、真に必要なものに限定して整備を進めます。

②農道・林道等

農道や林道等は、効果や内容について十分に検討した上で、真に必要なものに限定して整備を進めつつ、適切に維持管理・修繕・更新を行います。

③水道

水道は、道路や橋りょうと同様に住民の日常生活に直結するものであり、安心・安全な水の安定供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しています。

今後も安定的に水道水が供給されるように、水源地や水道管の老朽化対策や耐震化対策を進め、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

④下水道

下水道は、家庭や工場から出る汚水进行处理するものであり、市街地の清潔で健全な発展や公衆衛生の向上、公共水域の水質の保全に寄与しています。今後も処理施設や配管の老朽化対策や耐震化対策を進め、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

なお、公衆衛生の向上、公共水域の水質の保全を図る上で、下水道によることが効果的と判断される場合には、整備の必要性や整備内容を十分に検討した上で、真に必要なものに限定して区域拡大を行います。

5. 今後の課題と推進方策

(1) 行政サービス水準等の検討

本町の財政状況とその見通しは、長期的には年々厳しくなっていくことが予想されているため、公共施設を含め行政サービスの水準をどの程度に保つかが今後の課題となってきます。

総合計画をはじめ、総合戦略など、さまざまな観点から有効な施策を実施していくとともに、公共施設等の現況を把握し、そのあり方を十分に議論しながら、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していく必要があります。

そのためにも、公共施設等のあり方を担当部署任せにするのではなく、庁内における情報共有と一元管理を進めることが不可欠であり、町全体の人口動態や分布をふまえながら適切な維持管理と多機能化を進めるとともに、統廃合なども検討していきます。

さらには、将来世代への負担軽減と財源確保のため、サービス水準の維持や運営コスト軽減を目的とする施設利用料や水道及び下水道料金の見直しなど、住民にも応分の負担を求めていく必要が生じることも考えられますが、公共施設等のあり方を議論する際には、受益者である住民の意見も十分にふまえながら検討を進めていく必要があります。

(2) 議会や住民との情報共有

公共施設等を庁内で一元管理する体制を構築した上で、公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます。

財産管理を統括する部署が把握している公共施設等の情報は、議会に対しては積極的に公開していきます。

住民にはホームページなどでの広報に加え、各施設でその施設の建物情報や利用状況の資料などを掲示して施設利用者に周知を図ってまいります。また、利用される住民からの声を公共施設等のあり方や施策に反映させるため、意見を伺う機会を設けることも検討します。

さまざまな手法を用いながら、公共施設等の情報共有を進めます。

(3) PPP/PFI の活用について

PPP(Public Private Partnership)とは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る概念や手法をいい、PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設の整備にあたって民間の資金やノウハウを活用する手法をいいます。

本町ではすでに指定管理者制度の導入に取り組むなど、積極的に民間の活力とノウハウを取り入れた行政サービスを行っており、今後も PPP/PFI をさらに積極的に推進して行政サービス水準の維持や財政負担の軽減に努めます。

(4) 行政区域を超えた広域連携について

近隣自治体や県との広域連携については、現状通りの方針で行います。

長期的には、近隣自治体の人口動態や財政状況もふまえながら、広域連携による公共施設等の整理統合や合理化を検討します。

(5) 地方公会計や固定資産台帳の活用

本町では、平成 28 年度から「統一的な基準による地方公会計制度」を導入して、固定資産台帳と財務書類の作成を行っています。

4 章では、固定資産台帳を用いた将来更新コスト試算を行いました。固定資産台帳の精緻化が重要な課題と判明したため、今後は、各課も交えた全庁体制で精緻化していくこととします。

有意義な公共施設マネジメントを実行していくため、財務書類や固定資産台帳の分析により公共施設等の維持管理にかかるコスト状況、建物の修繕や改修履歴などの状況、稼働率や利用状況などのデータを一元的かつ経年的に把握できることとなり、中長期的な修繕計画や予防保全計画、施設評価への活用を推進していきます。

御浜町公共施設等総合管理計画

令和 4 年 3 月改訂

発行元：御浜町

住 所：三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6 1 2 0 - 1

T E L：05979-3-0507